

行政文書公開請求書

令和7年 9月29日

(請求先)

東かがわ市長 様

請求者 氏 名 山口 大輔

(〒769—2701)

住所又は居所

香川県東かがわ市湊1104-3

電話番号 (0879-25-0575)

東かがわ市情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり行政文書の公開を請求します。

<p>公開を請求する行政文書の名称又は内容</p>	<p>ハラスメント調査特別委員会調査報告書で示された9事案に関する「報告書」の全部について</p> <p>周知文書には、カスタマーハラスメントが発生したときは、報告書を作成し決済することと記載がある。ただ上記報告書20ページによると、申し入れ時には提出及び決裁はすべて終わっていなかったとある。そこで3ヶ月が経過した現時点で、その報告書の内容について決裁日時がわかる資料をあわせて求める</p>		
<p>行政文書の公開の実施方法 (希望する公開の方法を○で囲んでください。)</p>	<p>1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴</p> <p>(□郵送を希望)</p>		
<p>備考</p>		<p>受付欄</p>	

- (注) 1 各欄に必要事項を記入して下さい。
 2 請求者の氏名及び住所又は居所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
 3 請求者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入してください。
 4 写しの交付について郵送を希望する場合は□の中にL印を付けてください。

行政文書部分公開決定通知書

7 総第 6 3 2 号
令和 7 年 1 0 月 8 日

山口 大輔 様

東かがわ市長 上村 一郎



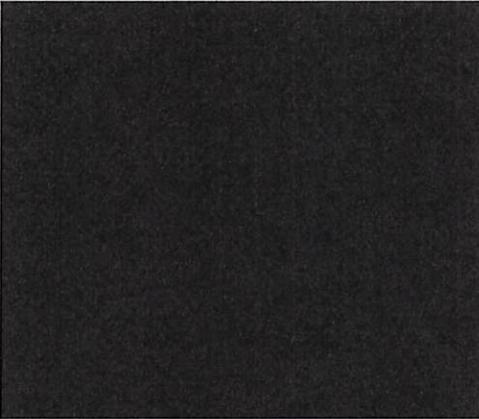
令和 7 年 9 月 2 9 日付けで公開請求のありました行政文書については、東かがわ市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	周知文書には、カスタマーハラスメントが発生したときは、報告書を作成し決裁することと記載がある。ただ上記報告書 20 ページによると、申し入れ時には提出及び決裁はすべて終わっていないとある。そこで 3 ヶ月が経過した現時点で、その報告書の内容について決裁日時がわかる資料をあわせて求める	
行政文書の公開を実施する日時及び場所	日 時	令和 7 年 1 0 月 1 0 日 (金) 午後 2 時 3 0 分
	場 所	東かがわ市総務部総務課
行政文書の公開の実施方法	写しの交付	
非公開とする部分の概要	関係課、職員名及び報告書の内容に係る部分	
非公開とする根拠規定	東かがわ市情報公開条例第 7 条第 2 号及び 4 号に該当	
根拠規定を適用する理由	<ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであるため。 市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであるため。 	
公開することができるようになる期日		
担 当 課	東かがわ市総務部総務課 電話番号 (0879) 26-1214	
備 考		

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、東かがわ市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、東かがわ市を被告（東かがわ市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。
- なお、この通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

(注) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においてください。

- 指定された公開の日時が都合の悪い場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

決裁番号	7総部第1号 (電子決裁)
作成者	総務部 元網 一広
申請日	2025/07/02
決裁期限	2025/07/03
件名	令和7年6月26日付市議会議長の職員に対する行為等に関する申し入れにかかる事実関係聴き取り調査の実施について (報告)
区分 (紙回議)	
コメント	<p>標記の件について、次のとおり職員の聞き取り調査を実施したので報告します。</p> 
決裁文書ファイル	<p>伺い文書(自動作成).pdf</p> 
決裁者コメント	

決裁状況 (決裁済み : 2人 未決裁 : 0人)

決裁者	状態	コメント	決裁日
【役職者】 上村 一郎	承認済み		2025/07/03
【役職者】 久保 輝起	承認済み		2025/07/03

				文書番号	7総部第1号		
保存期間	10年	処理期限	令和07年07月03日	起案者	総務部		
收受日	令和 年 月 日	決裁区分	市長		元網 一広 印		
起案日	令和07年07月02日	決裁方式	電子決裁				
決裁日	令和 年 月 日	閲覧範囲	課内				
施行日	令和 年 月 日	公印	不要				
開示区分	部分開示				年度	R07年度一総務課	
不開示理由	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、または個人の権利利益を害するおそれがあるため（第7条第2号）				分類名	大分類	総務
						中分類	庶務
						小分類	一般
						簿冊	ハラスメント対策
あて先					分類記号	2025-7-45907- 45907-45909- 19164	
件名	令和7年6月26日付市議会議長の職員に対する行為等に関する申し入れにかかる事実関係聴き取り調査の実施について（報告）						
公開件名							
決 裁							
市長	副市長				公印使用承認		
合 議							
<p>伺い文 標記の件について、次のとおり職員の聞き取り調査を実施したので報告します。</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 50px; margin-top: 10px;"></div>							

行政文書非公開決定通知書

7 総 第 6 3 3 号
令和 7 年 1 0 月 8 日

山口 大輔 様

東かがわ市長 上村 一郎



令和 7 年 9 月 2 9 日付けで公開請求のありました行政文書については、東かがわ市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおりその全部を公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	ハラスメント調査特別委員会調査報告書で示された 9 事案に関する「報告書」の全部について
非公開とする根拠規定	東かがわ市情報公開条例第 7 条第 4 号に該当
根拠規定を適用する理由	市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであるため。
公開することができるようになる期日	年 月 日。ただし、行政文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求が必要となります。
担当課	東かがわ市総務部総務課 電話番号 (0879) 26-1214
備考	

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、東かがわ市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、東かがわ市を被告（東かがわ市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。
- なお、この通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。